	平成 29 年 10 ( 2017 年)	月 26 日
吹 田 市 長	あて	
X II II X	住所 大阪市西区西本町一	「目4番1号
	※注1 サンヨーホームズ株式	会社
	事業所 代表取締役 松岡 久	志
	電話 ( 06 ) 6578	
	住所 大阪市中央区備後町3	
	※注1     株式会社大伍総合開墾       事業所     代表取締役 中戸 憲	_ (ED)
	電話 ( 06 ) 6221	
 事業の名称		
対象事業区域	吹田市 千里山竹園1丁目383番の一部 他52筆	
N 多 争 未 区 以		
※注1	住 所 大阪市中央区備後町3丁目1番11号	
設計・代理者	株式会社ティ・エス都市プランニング 氏 名 代表取締役 直塚 郁子	
		,
	電 話 ( ) 一 (担当者: 住 所	)
※注1	在	
工事施工者	氏名	
	電話()  一	
+ * 7 + 10 00	【全体】平成 27 年 (2015年) 12 月 15 日 から 平成 32 年 (2	020年) 12 月 25 日 まで
事業予定期間	【2期】平成 30 年(2018年) 1 月 22 日 から 平成 32 年 (2	020年) 12 月 25 日 まで
	計 画 部 分 既存部分	合 計
	対 象 事 業 面 積 別紙記載	
	建築面積	
   事業の規模	延べ面積	
<b>学 次 07 75 次</b>	最高の高さ	
	X (i) V) (i) C	
	構 造 · 階 数	
	区分 ☑ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 業	<b>斤設 □ 増設</b>
	□ 土地区画整理事業 □ 市街化再開発事業	
	□ 宅 地 造 成 ☑ 開発行為事業(目的	: 共同住宅 )
	□ 建築物の新築又は増改築の事業	
事業の目的・内容	□ 工場・事業場 □ 住宅・共同住宅(	) ]
		· 的 建 築 物
	□ その他(:	
	□ 駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	<ul><li>□ ます物人は負別自物の利政人は相談の事業</li><li>□ その他(</li></ul>	~ 13
環境まちづくりの内容		
	ガイドライン取組事項チェックリストによる	
, / 1	・ガイドライン取組事項チェックリスト	
添 付 書 類 -	・工事関連車輌通行ルート図	
	・その他必要と認める図書	第   号

# 別紙

# 【全体計画】

対象	事業面積	17,324	1.56	m¹				
		戸数			高さ		階	数
1	期	154	戸		44.23	m	地上15階	地下0階
2	期	79	戸		27.28	m	地上8階	地下1階

# 【2期計画】

	計画部	分	既存部	分	合 計	
対象事業面積	9,586.81	m <sup>*</sup>		m <sup>*</sup>	9,586.81	m <sup>°</sup>
建築面積	1,166.26	m³		m²	1,166.26	m²
延べ面積	7,972.57	m³		m³	7,972.57	m <sup>*</sup>
最高の高さ	27.28	m		m	27.28	m
構造・階数	RC		造∙一部			造
神 足・ 泊 数	地上	8	階	地下	1	階

※ガイドライン取組事項チェックリスト内容については、2期の内容のみ記載

## 環境まちづくりの概要(1)

サンヨーホームズのマンションづくりは、「エコ・セーフティ」を事業コンセプトに、先進の免震・制震技事業者の環境方針 術や非常発電システムを導入するなど、安心・安全面の強化を注力。さらに「創エネルギー」、「省エネルギー」といった環境に配慮した技術も取り入れ、永く住み続けられる住まいを目指しています。

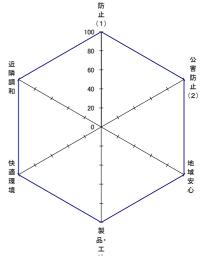
当該事業における 環境まちづくり方針 周辺住民や周辺環境に配慮した計画、工事を行う。

- 1. 実施率と主な実施内容
- 1-1. 工事中

実施率 パーセント (小数点第2位以下切り捨て) 実施する・一部実施するの項目数 該当なしを除いた項目数

55

—:方針(案)



	公害防止(1)	公害防止(2)	地域安心	製品·工法	快適環境	近隣調和	
方 針	20	17	5	3	5	5	
案	20	17	5	3	5	5	

#### 主な実施内容

- ・吹田市ガイドライン取組事項に沿った地域住民、周辺環境へ配慮した工事を行うこととする。又、それ以外の必要な対策があれば対応する。
- ・低公害型建設車両の使用 ・工事関係車両であることの表示
- •工事中の防音対策

### 環境まちづくりの概要(2)

#### 1-2. 施設・設備等

実施率 75.6 **パーセント**  実施する・一部実施するの項目数

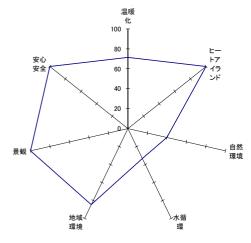
28

(小数点第2位以下切り捨て)

該当なしを除いた項目数

37

#### 一:方針(案)



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全	
方針	5	1	2	1	11	5	3	
案	7	1	5	3	13	5	3	

### 主な実施内容

(1)省エネルギー・低炭素なエネルギー技術の導入	CO2削減量	t-CO2/年

導入内容

(2)緑地面積

※(CO2換算が可能な設備に関して記載ください。)

現段階では具体的な内容は決定していません。

%

%以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

現段階では具体的な内容は決定していません。

緑化率

(3)雨水利用 雨水貯留量 うち雨水利用量

条例基準分

利用目的

【□植栽水やり□トイレの流し水□洗車□その他

- (4)上記以外の主な実施内容
  - ・基本構造の耐久性を高めた計画とします。
  - ・周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の配置は住居に隣接し ない計画とします。

  - ・塗料は、水性塗料やVOCの含有率の低いものを使用します。 ・周辺状況に応じ、計画敷地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。

# 環境まちづくりの概要(3)

2. その	2. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)			
	特になし			

#### ●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取 組事項を実施します。

	取組事項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚 建設機	を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
7—22	低公害型建設機械の使用	□ 実施しない □ 該当なし	低排出ガス対策型、低騒音、低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	可能な限り、低燃費型の建設機械を使用します。
3	アイドリングの禁止	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
4	環境に配慮した運転	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼動台数の抑制	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	☑ 実施する □ 一部実施する	機械類は定期的に整備点検を行います。
工事队	<b> 連車両</b>		
8	低公害車の使用	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	資材搬入業者への啓発を行います。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	大阪府条例に基づく流入車線規制を、全ての車両で確実に遵守します。
10	工事関連車両の表示	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	工事関係車両であることを、車両に表示します。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設 定	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路状況、住居の立地 状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて 設定します。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☑ 実施する □ 一部実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定する事で車両台 数を制限します。
13	工事関連車両台数の抑制	□ 実施しない □ 該当なし	作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを推奨し、工事関連の車両台数を抑制します。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する	ダンプトラックによる土砂の積み下ろしの際には、騒音、振動や土砂飛散 防止に配慮します。
15	タイヤ洗浄	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	周辺への土砂粉じん飛散を防止するために、現地でタイヤ洗浄を行います。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しな い及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
16	ドラム洗浄時の配慮	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	場外待機の禁止	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	工事関連車両を場外に待機させません。
18	クラクションの使用抑制	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	クラクション等の使用は必要最小限とします。
19	アイドリングの禁止	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
20	環境に配慮した運転	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方:	去 振動等		
	防音シートなどの設置	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	遮音性の高い仮囲いや防音シート・防音パネルを設置します。
22	丁寧な作業	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	☑ 実施する □ 一部実施する	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	□ 実施しない □ 該当なし	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん	・アスベスト		
25	解体、掘削作業の配慮	□ 実施しない □ 該当なし	解体・掘削作業などの際には、散水を十分に行います。
26	飛散防止対策	□ 実施しない □ 該当なし	土砂などの堆積場で、粉じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策を行います。
27	アスベストの調査など	□ 実施しない □ 該当なし	建築物などの解体の際にはアスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を近隣住民の見やすい位置に掲出し、市長にも報告します。
28	アスベストの飛散防止措置	☑ 実施する □ 一部実施する	アスベストの含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止処置を行います。
水質汗	<b>5濁・土壌汚染・地盤沈下</b>		
29	濁水や土砂の流出防止	□ 実施しない □ 該当なし	道路などの濁水や土砂の流出を防止します。
30	塗料などの適正管理及び処分	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗料器具の洗浄液は 適正に処分します。
31	土壌汚染物資の拡散防止措置	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染 状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な処置と方法につい て協議します。

	取組事項	実 施 の 有 無	実施内容(実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
32	地盤改良時の配慮	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	周辺地盤、家屋調査などに影響を及びさない工法を採用します。
悪臭•	廃棄物		
34	アスファルト溶解時の臭気対策	□ 実施しない □ 該当なし	アスファルトを溶解させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など異臭対策を行います。
35	現地焼却の禁止	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
36	解体時の環境汚染対策	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	解体を伴う工事の際には、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事実施間に調査し、環境汚染とならないよう適切な処理を行います。
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
地域の	安全安心に貢献します。		
38	地域との連携における事故の防止	☑ 実施する □ 一部実施する	近隣自治会などからの地域交通情報の聞き取り調査を行い、十分な人 数の警備員を配置し事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	児童や生徒が安全に登校できるよう、工事現場周辺の安全対策に配慮 します。
40	夜間や休日の防犯対策	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	夜間や休日に工事関係者以外のものが工事現場に立ち入らないよう 出入り口を施錠する等対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声掛けなどに取り組みます。
42	地域の防犯活動への参加	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
環境に	配慮した製品及び工法を採用します。		
省エネ	<b>ルギー</b>		
43	エネルギー消費の抑制	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	エネルギー効率の良い機器の導入により、工事中の使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源	Į.		
44	残土発生の抑制	☑ 実施する □ 一部実施する	建設発生土は現地での埋戻しに使用するなど、残土の発生を極力抑制します。
45	廃棄物の減量	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	資材の梱包などを最小限とし廃棄物の発生を減量します。
快適な	環境づくりに貢献します。		
景観			
46	仮囲い設置時の配慮	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	仮囲いの設置にあたっては機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実施内容(実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
47	仮設トイレ設置時の配慮	□ 実施しない □ 該当なし	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所 等を工夫します。
周辺0	カ環境美化		
48	周辺道路の清掃	□ 実施しない □ 該当なし	エ事現場内を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
49	場内整理	☑ 実施する □ 一部実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒート	アイランド現象の緩和		
50	打ち水	□ 実施しない □ 該当なし	夏季において水道水以外の用水が確保できる場合は、周辺道路など に打ち水を行います。
地域と	の調和を図ります。		
工事記	说明·苦情対応		
51	工事内容の事前説明及び周知	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、又工事実施後も適宜、現況と今後のお知らせをし、理解を得るようにします。
52	苦情対応	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情 が発生した際には真摯に対応します。
周辺0	D教育・医療・福祉施設への配慮		
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	☑ 実施する □ 一部実施する	エ区内の千里新田小学校などに対して工事実施前に工事概要、作業 工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮し た工事計画にします。
54	騒音、振動などの配慮	□ 実施しない □ 該当なし	エ区内の千里新田小学校などに対して騒音、振動、通風、採光などに 特段の配慮をします。
周辺0	の事業者との調整		
55	複合的な環境影響の抑制	☑ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	工事が重複する事による複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事状況を把握し、該当する事業者、工事施工者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

### ●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

	取 組 事 項	実施の有無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温			
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建 築物環境性能表示制度の活用	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう 努めるとともに、その評価結果を大阪府建物環境性能表示制度により 公告物などに表示します。
57	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	LED照明の採用等を検討します。
58	再生可能エネルギーの活用	<ul><li>□ 実施する □ 一部実施する</li><li>☑ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	コスト、維持管理的に採用しません。
59	エネルギー効率の高いシステム及び機器導入 の検討	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない ☑ 該当なし	コスト、維持管理的に採用しません。
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	<ul><li>□ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない ☑ 該当なし</li></ul>	コスト、維持管理的に採用しません。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	コスト、維持管理的に採用しません。
62	長寿命な建築物の施工	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	基本構造の耐久性を高めた計画とします。
63	環境に配慮した製品の採用	<ul><li></li></ul>	リサイクル製品、間伐材などの資源循環や環境保全に配慮した製品を 積極的に採用します。
64	製造に要するエネルギーが少ない建設資材の 採用	☑ 実施する □ 一部実施する	高炉セメントなど、製造に要するエネルギーが少ない建設資材などを積極的に採用します。
ヒート	アイランド対策を行います。		
65	ヒートアイランド対策	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	建物の屋根面等に高反射率塗料、舗装の保水化等の実施検討を行い、積極的にヒートアイランド対策を行います。
自然環	環境を保全し、みどりを確保します。		
66	動植物の生息や生育への配慮	<ul><li>□ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない ☑ 該当なし</li></ul>	コスト、維持管理的に採用しません。
67	地域のシンボルツリーの保全	<ul><li>□ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない ☑ 該当なし</li></ul>	コスト、維持管理的に採用しません。
68	既存の植生の保全	<ul><li>□ 実施する □ 一部実施する</li><li>☑ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	計画上、保全を行うことが困難なため、実施しません。
69	生物の生息空間の保全	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない ☑ 該当なし	コスト、維持管理的に採用しません。

取組事項		実 施 の 有 無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)		
70	駐車場緑化	<ul><li>□ 実施する □ 一部実施する</li><li>☑ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	コスト、維持管理的に採用しません。		
71	屋上緑化など	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	コスト、維持管理的に採用しません。		
72	法面緑化	□ 実施しない □ 該当なし	中低木による緑化を計画します。		
73	植栽樹種の選定	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	検討します。		
水循環を確保します。					
74	水資源の有効利用	<ul><li>□ 実施する □ 一部実施する</li><li>☑ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	コスト、維持管理的に採用しません。		
75	雨水流出を抑制する施設の設置	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	雨水貯留槽を設置します。		
76	雨水浸透への配慮	<ul><li>□ 実施する □ 一部実施する</li><li>☑ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	コスト、維持管理的に採用しません。		
地域の生活環境を保全します。					
大気・	騒音·振動等				
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	□ 実施しない □ 該当なし	室外機など騒音を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の 採用、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。		
78	防音サッシの設置	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	検討します。		
79	駐車場の配置計画時の配慮	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	機械式駐車設備の低騒音型の使用等の検討をします。		
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	騒音に配慮した機器の選定を行います。		
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	機器の選定を検討します。		
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	□ 実施する ☑ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	機器の選定を検討します。		
83	建築資材による光の影響の考慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	コスト、維持管理的に採用しません。		
84	環境に配慮した塗料の使用	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	コスト、維持管理的に採用しません。		
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	騒音に配慮した機器の選定を行います。		

	取組事項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しな い及び該当なしの場合は理由を記入してください。)	
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)				
86	日照障害対策	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	計画建物により発生する日影を把握し、近隣住民に事前に説明します。	
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	計画建物により発生する電波障害を把握し、近隣住民に事前にします。	
88	電波障害発生時の改善対策	☑ 実施する □ 一部実施する	電波障害が生じた場合には共同受信装置の設置対策を講じます。	
89	プライバシーの配慮	<ul><li>□ 実施する ☑ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	検討します。	
景観ま	ちづくりに貢献します。			
90	地域への調和	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	周囲と調和した外装計画とします。	
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計 画及び設計	□ 実施しない □ 該当なし	景観条例に基づき都市計画課と協議を行います。	
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	□ 実施しない □ 該当なし	景観条例に基づき都市計画課と協議を行います。	
93	景観形成地区指定の協議	<ul><li>□ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない ☑ 該当なし</li></ul>	1ha未満のため、該当しません。	
94	景観形成基準の遵守	☑ 実施する □ 一部実施する	景観条例に基づき都市計画課と協議を行います。	
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	景観条例に基づき都市計画課と協議を行います。	
安心安全のまちづくりに貢献します。				
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	周辺状況に応じ、計画敷地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。	
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮 した整備	☑ 実施する □ 一部実施する	災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備機器を積極的に導入 し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。	
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	<ul><li>☑ 実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に採用し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。	

